$\overline{}$
傍
線
部
分
は
改
正
部
分
_

五から第二十四条の八までの規定は、法第三十三条の三第一項の届出をで、第二十四条、第二十四条の四第一項及び第三項並びに第二十四条の第二十五条の三 (略) (法第三十三条の三に関する事項)	(法第十八条の二に関する事項) (法第十八条の二に関する事項)	改正案
五から第二十四条の八までの規定は、法第三十三条の三第一項の届出を で、第二十四条、第二十四条の四第一項及び第三項並びに第二十四条の 等二十五条の三 (略) (法第三十三条の三に関する事項)	(新設)	現行

る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げして行う無料の職業紹介事業及び同項の届出をした法人について準用す

	 げる書類	該各号に定める書類	
	一号から第三号までに掲	区分に応じ、それぞれ当	
六	第二十五条の三第三項第	次の各号に掲げる場合の	六項
第	(略)	(略)	第二十三条第
		明書	
		のうち履歴書及び受講証	
		ては同項第二号ハの書類	
		講証明書を、個人にあつ	
	履歴書及び受講証明書	書類のうち履歴書及び受	
	六号に掲げる書類のうち	第三項第一号リに掲げる	
五.	第二十五条の三第三項第	法人にあつては第十八条	五項
第	(略)	(略)	第二十三条第
	(略)	(略)	(略)
	六号		
	第二十五条の三第三項第	第十八条第三項第一号リ	
	(略)	(略)	
	四号から第七号まで	、チ、リ及びヌ	
三	第二十五条の三第三項第	第十八条第三項第一号卜	三項
第	(略)	(略)	第二十三条第
	(略)	(略)	(略)
] ,			

る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。る。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げして行う無料の職業紹介事業及び同項の届出をした法人について準用す

(略)
十三条第 (略)
大条第三項第一号 八条第三項第一号 八条第三項第一号 八条第三項第一号 八条第三項第一号 1
(略) (略) (略) (第二十五条の三第三項第 (略) (略) (略) (第二十五条の三第三項第 一号から第四号までに掲 がる書類のうち で掲 で掲 である書類のうち

3 (略 法第三十三条の三第二項において準用する法第三十条第三項の厚生労 略 略

(略) 働省令で定める書類は、

次のとおりとする。

(削る)

合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書 役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場

略

1

口 営業の許可を受けていない場合にあつては、 人に限る。 一号に掲げる書類 当該役員の法定代理人が法人である場合 当該法定代理に係る前)に係る前二号に掲げる書類又は当該役法定代理人 (法定代理人の役員が未成年者で職業紹介に関し 当該役員の代理人 (個 (法

四 ~ 九 略

人に限る。)

の住民票の写し及び履歴書を含む。)

当該者に係る労働者派遣事業の許可の申請、 することを要しない。ただし、当該書類により証明しようとする事項が の規定による許可の有効期間の更新の申請又は労働者派遣法第十一条第 よる届出をするときは、 き又は労働者派遣事業の許可を受けようとする者が同時に同項の規定に 項の規定による届出の際に添付した書類により証することができない 派遣元事業主等が法第三十三条の三第一項の規定による届出をすると 前項第一号から第三号までに掲げる書類を添付 労働者派遣法第十条第二項 4

(略

3

略

略

働省令で定める書類は、 法第三十三条の三第二 一項において準用する法第三十条第三項の厚生労 次のとおりとする。

(略)

役員の住民票の写し及び履歴書

四 合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書 役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場

類

1 (略)

口 又は当該役法定代理人(個人に限る。)の住民票の写し及び履歴書 の代理人(法人に限る。)に係る第一号から前号までに掲げる書類 業紹介に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員 号から前号までに掲げる書類 当該役員の法定代理人が法人である場合 (法定代理人の役員が未成年者で職 当該法定代理に係る第

五 ~ 十 (略)

を含む。

一項の規定による届出の際に添付した書類により証することができない 当該者に係る労働者派遣事業の許可の申請、 することを要しない。ただし、当該書類により証明しようとする事項が よる届出をするときは、 き又は労働者派遣事業の許可を受けようとする者が同時に同項の規定に の規定による許可の有効期間の更新の申請又は労働者派遣法第十一条第 派遣元事業主等が法第三十三条の三第一項の規定による届出をすると 前項第一号から第四号までに掲げる書類を添付 労働者派遣法第十条第二項

(略)

場合における当該書類については、この限りでない。